

**荒川漁業協同組合内共第4号
第五種共同漁業権遊漁規則**

(目的)

第1条 この規則は、荒川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ、いわな、うなぎ、こい、ふな、うぐい、かじか、もくずがに、さくらますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭またはオンラインシステムでしなければならない。
 - 3 組合は第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
 - 4 遊漁者は直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手 釣	1本
竿釣（さくらますを除く）	竿の長さ10mまでのもの3本以内（ただし、あゆ・いわな・やまめは1本）
竿釣（さくらます採捕）	竿の長さ10mまでのもの1本、年間200人まで
タモ釣	1本
かにかご	10個、1個あたり0.063 m ³ 以内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア、魚 種	イ、漁 業 期 間
あ ゆ	公示の日から9月30日まで及び10月8日から11月30日までの期間で組合が定めて公表する期間

いわな	4月1日から9月30日まで（荒川本流は6月16日から9月30日まで）
やまめ	〃
こい	1月1日から12月31日まで（丸山大橋下流端より下流の荒川本流は、6月16日から12月31日まで）
ふな	〃
うぐい	〃
うなぎ	1月1日から12月31日（丸山大橋下流端より下流の荒川本流は、6月16日から12月31日）までの期間内で理事が定めて公表する日まで
もくずがに	9月1日から12月31日まで
かじか	6月1日から12月31日まで（丸山大橋下流端より下流の荒川本流は、6月16日から12月31日まで）
さくらます	3月1日から6月15日まで（遊漁区域は、上流関川村地内の丸山大橋下流端から、下流村上市地内の高速道路橋上流端までの荒川本流とする。但し、荒川頭首工取水堰上流端から上流50m、下流端から下流600mの区域を除く）

2 前項の公表は、新聞、公告等に掲載するものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は漁業をしてはならない。

区 域	期 間
1. 大石ダム堤体上流端から上流150mの区間、 堤体及び堤体下流端から黒岩頭首工まで 2. 荒川水力岩船発電所ダム堰堤上流50m、下流200m 3. 東北電力鷹ノ巣発電所ダム堰堤上流50m、下流300m 4. 荒川頭首工、村上市内荒川用水取入堰 上流端から上流50m、下流端から下流300m（魚道を含む）	1月1日から 12月31日まで

（全長制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ゆ	12cm
や ま め	15cm

いわな	15 cm
うなぎ	30 cm
こい	15 cm
うぐい	10 cm
ふな	7 cm
かじか	3 cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小学生の時は無料、中学生、身体不自由者（証明書のあるもの）は、同表に掲げる2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、2,000円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料金 (税込)	ただし書きにより納付する際の手数料加算額(税込)
あゆ いわな やまめ	手釣	1年	あゆのみ 8,000円	2,000円
		1日	2,000円	2,000円
こい ふな うぐい うなぎ かじか	竿釣	1年	あゆ除く 5,000円	2,000円
		1日	1,000円	2,000円
		タモ網		
もくずがに	かにかご	1年	4,000円	現場発行なし
さくらます	竿釣	1年	20,000円 中学生以下及び 女性は無料	現場発行なし

2 遊漁料の納付は、次の表に掲げる場所又はオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

取 扱 所	住 所
荒川漁業協同組合 事務所	村上市荒島 1 4 4 - 2 4
旅館山路	岩船郡関川村大字湯沢 3 2 4
丸重商店	岩船郡関川村大字上関 1 2 7 8 - 8
セブンイレブン関川土沢店	岩船郡関川村大字土沢 8 0 5
デイリーヤマザキ関川大島店	岩船郡関川村大字大島 1 0 7 0
ローソン関川店	岩船郡関川村大字南赤谷 5 6 3 - 1
ゑびすや旅館	岩船郡関川村大字湯沢 2 9 2
平田おとり店	村上市十川裏
上州屋 女池店	新潟市中央区女池神明 1 丁目 1 6 1 1 - 1
本間釣具店・フィッシャーズ 村上店	村上市仲間町 5 3 5 - 1
本間釣具店・フィッシャーズ 竹尾店	新潟市東区はなみずき 3 丁目 2 - 2 0
本間釣具店・フィッシャーズ 黒崎店	新潟市西区山田 4 1 5 番地
その他、組合の指定する釣具店	

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)以下「遊漁承認証」を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 漁具・漁法
 - (4) 遊漁料の額
 - (5) 注意事項
 - (6) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
 - 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する処置)

第11条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊魚を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊魚をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁 場 の 区 域	漁 業 権 番 号
-----------	-----------

大川	内 共 第 1 号
勝木川	内 共 第 2 号
三面川	内 共 第 3 号
荒川	内 共 第 4 号
胎内川	内 共 第 5 号
加治川	内 共 第 6 号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内 共 第 7 号
阿賀野川	内 共 第 8 号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内 共 第 9 号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内 共 第 10 号
北ノ又川、恋ノ岐沢	内 共 第 11 号
鯖石川	内 共 第 13 号
鵜川	内 共 第 14 号
関川及び保倉川	内 共 第 15 号
桑取川	内 共 第 17 号
能生川	内 共 第 18 号
早川	内 共 第 19 号
海川	内 共 第 20 号
姫川	内 共 第 21 号
羽茂川	内 共 第 22 号

表イ

水産動植物	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組 合 名	住 所
-------	-----

新潟県内水面	漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川	漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川	鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15番1号
荒川	漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川	漁業協同組合	胎内市下赤谷245番地1
加治川	漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川	漁業協同組合	新潟市北区新鼻甲265
松浜内水面	漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区	漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川	漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡	漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町豊川甲236番地 阿賀町役場上川支所内
鳥屋野潟	漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417番地
信濃川	漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967番地
加茂川	漁業協同組合	加茂市大字長谷121番地
五十嵐川	漁業協同組合	三条市高岡651番地
刈谷田川	漁業協同組合	長岡市栃堀6044番地魚沼市佐梨1105-16
魚沼	漁業協同組合	十日町市千溝壬1508
中魚沼	漁業協同組合	柏崎市石曾根798番地2
柏崎刈羽内水面	漁業協同組合	妙高市美守2丁目1-38 1F
関川水系	漁業協同組合	上越市有間川661番地
桑取川	漁業協同組合	糸魚川市大字能生801番地
能生内水面	漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇2426
糸魚川内水面	漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
羽茂川	漁業協同組合	
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等		

4 県内共通遊漁承認証に記載する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和6年1月1日)